

道スポ協第1127号
令和3年10月15日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長 様
各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長 生島典明
(職 印 省 略)

「秋の再拡大防止特別対策（改定）」を踏まえたスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、北海道における新型コロナウイルスの感染再拡大を回避するため、10月1日から31日までの期間において、「秋の再拡大防止特別対策」を実施しておりますが、別添のとおり北海道環境生活部から内容の改定について通知がありましたので、貴管下関係団体等へご周知いただき、引き続き、少年団の活動にあたっては感染症対策にご留意くださいますようお願い致します。

公益財団法人北海道スポーツ協会

生涯スポーツ課 担当：小杉

TEL：(011) 820-1706 FAX：(011) 833-0705

E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp



スポーツ第687号
令和3年(2021年)10月14日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「秋の再拡大防止特別対策（改定）」を踏まえた感染症対策の徹底に
ついて（依頼）

日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、北海道における新型コロナウイルス感染症対策については、9月30日をもって「緊
急事態措置」「まん延防止等重点措置」の解除が決定され、道では、緊急事態終了後の急
激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するため、10月1日から31日までの間、「秋
の再拡大防止特別対策」を実施することとしたところです。

このたび、「秋の再拡大防止特別対策（改定）」が決定され、10月14日をもって札幌市
における重点地域としての対策は終了し、同月15日以降は、全道域と同様の対策に移行す
ることとなりました。

この中で部活動に関しては、下記のとおり要請されることとなります。

なお、感染防止対策の実施に当たっては、マスクの正しい着用や手指消毒又は手洗いの
徹底など、基本的な取組の徹底が大切です。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて大会主催者や参加者への新型コロナウイ
ルス感染防止対策の徹底について、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

記

○要請内容

- ・感染防止対策を徹底
- ・健康状態の多重チェックの日常的な実施と、感染防止対策の全校指導体制の確立
- ・大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守

○添付資料

- ・「秋の再拡大防止特別対策（改定）」

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係 担 当 黒田 電 話 011-204-5209 E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp
--

秋の再拡大防止特別対策(改定)

令和3年10月13日

北海道

秋の再拡大防止特別対策

ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。

このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。

※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う

対象地域

全道域

期間

令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

改定内容については、10月15日(金)～10月31日(日)の期間の適用とする。

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

（日常生活において）

- ◆「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。（特措法第24条第9項）

※ 飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

（特に外出の際は）

- ◆ 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。（特措法第24条第9項）
- ◆ 重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。（特措法第24条第9項）
※ 高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆ 感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。（特措法第24条第9項）
- ◆ 帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数（5人以上）の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。（特措法第24条第9項）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)

(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼 内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。

(協力依頼)

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限 及び 収容率 (※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する必要がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

【事業者への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(協力依頼)
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舍では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底する。